

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐため、厚生労働省から「新しい生活様式」の実践例が示されています。感染しない・させないためにも日常生活に取り入れましょう。

1 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本

①身体的距離の確保 ②マスクの着用 ③手洗い

- 人との距離をできるだけ2 m(最低1 m)空ける
- 遊びに行くなら屋内より屋外を選ぶ
- 会話をするときは、可能な限り真正面を避ける
- 外出時に屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐ着替える、シャワーを浴びる
- 手洗いは30秒程度かけて水とせっけんで丁寧に洗う(手指消毒薬の使用も可)



移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動を控える
- 帰省や旅行は控えめに。出張はやむを得ない場合に
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモする
- 地域の感染状況に注意する

2 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒
- 咳エチケットの徹底
- 小まめに換気
- 身体的距離の確保
- 「3密(密集、密接、密閉)」の回避
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱または風邪の症状がある場合は無理せず自宅で療養

4 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務
- 時差通勤でゆったりと
- オフィスは広々と
- 会議はオンライン
- 名刺交換はオンライン
- 対面での打ち合わせは換気とマスク

岡保健福祉課 ☎0848・67・6053

広島県新型コロナウイルス相談窓口【24時間対応】

☎082・513・2567

※電話での相談が難しい場合は県障害者支援課 ☎082・223・3611へ。

3 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通信販売も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画を立てて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツなど

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋力トレーニングやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
 - 屋外空間で気持ちよく
 - 大皿は避けて、料理は個々に
 - 対面ではなく横並びで座る
 - 料理に集中、おしゃべりは控えめに
 - お酌、グラスやおちょこの回し飲みは避けて
- ### 冠婚葬祭などの親族行事
- 多人数での会食は避けて
 - 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない



市HPの2次元コード▲

※詳しくは問い合わせてください。
ほかにも各種支援制度があります。市HPなどで確認してください。

	対象・状況	制度名	内容	問い合わせ先
給付	全ての人	特別定額給付金	1人当たり 10万円 (世帯主が申請) 申請期限 8月17日(月)(消印有効)まで ※まだ手続きしていない世帯には6月中旬に再度封筒(ピンク色)を送付しています。	特別定額給付金受付係 ☎0848・67・6400
	子育て世帯	子育て世帯臨時特別給付金	児童1人当たり 2万円 (国:1万円、市:1万円) 令和2年4月分の児童手当を受給した人など 手続き不要 ※公務員は手続きが必要です。	子育て支援課 ☎0848・67・6045
		妊婦給付金	妊婦・産婦1人当たり 1万円 令和2年4月1日～令和3年3月31日の間に出産、または出産する予定のある人 ※該当者には個別に案内します。	保健福祉課 ☎0848・67・6061
	ひとり親世帯	ひとり親世帯臨時特別給付金	児童1人当たり 1万円 令和2年4月分の児童扶養手当を受給した人など 手続き不要 ※該当者には個別に案内します。	子育て支援課 ☎0848・67・6045
	離職や減収などで家賃が支払えない	住居確保給付金	家賃相当額の 3カ月分 ※世帯人数により上限があります。 ※給付金は直接家主に支給します。	自立相談支援センターみはら ☎0848・67・4568
	療養のため働くことができなくなった	傷病手当金(国保・後期高齢者医療に加入する被用者の場合)	給与の日額×2/3×休んだ日数(4日目以降) ※有給休暇など、給与の支払いを受けて休んだ日は「休んだ日数」に含めません。 ※他の保険の加入者は保険者に確認してください。	保険医療課 国保☎0848・67・6050 後期☎0848・67・6056
貸し付け	休業や失業などで収入が減り、家計が維持できない	緊急小口資金(主に休業や収入減少した人向け)	1世帯当たり1回 10万円 ※要件によっては20万円。 (無利子・無保証)	社会福祉協議会 ☎0848・63・0570
		総合支援資金(主に失業などをした人向け)	単身世帯 月 15万円 以内 2人以上世帯 月 20万円 以内 貸付期間 原則3カ月以内(無利子・無保証)	社会福祉協議会 ☎0848・63・0570
減免・猶予	納付・支払いが今は厳しい	納税の猶予の特例(徴収猶予の特例)	収入が前年同期と比べておおむね20%以上減少している人	(国)国税局猶予相談センター ☎0120・683・754 (県)東部県税事務所尾道分室 ☎0848・25・2011 (市)税制収納課 ☎0848・67・6035
		市県民税・国民健康保険税	免除または減額	市民税課 ☎0848・67・6030
		介護保険料	免除または減額 支払猶予	市民税課 ☎0848・67・6030 高齢者福祉課 ☎0848・67・6240
		後期高齢者医療保険料	免除または減額 支払猶予	市民税課 ☎0848・67・6030 保険医療課 ☎0848・67・6056
		国民健康保険・後期高齢者医療被保険者の医療費一部負担金	免除・減額または支払猶予	保険医療課 国保☎0848・67・6050 後期☎0848・67・6056
		介護保険の介護サービス費の利用者負担額	減額	高齢者福祉課 ☎0848・67・6240
		保育料	免除または減額	児童保育課 ☎0848・67・6042
		国民年金保険料	免除・減額または支払猶予	市民課 ☎0848・67・6051 三原年金事務所 ☎0848・63・4111

※電話などでの問い合わせが難しい場合は、市代表☎0848・64・7101へ。

事業者向けの支援



※詳しくは問い合わせてください。

ほかにも各種支援制度があります。市HPなどで確認してください。

対象・状況	制度名	内容	問い合わせ先	
給付	全ての市内事業者	事業継続支援給付金 (一律5万円給付) 市独自	1事業者当たり 5万円 市内に事業所を有する法人・個人事業主で三原税務署に確定申告している人 申請期限 8月31日(月)まで	商工振興課 ☎0848・67・6072 商工会議所 ☎0848・62・6155 臨空商工会 ☎0848・86・2238
	売り上げが半減した	持続化給付金 (全業種が使える) 国	法人 最大 200万円 個人事業主 最大 100万円 売り上げが前年同月比で50%以上減少している人 申請期限 来年1月15日(金)まで	持続化給付金事業 コールセンター ☎0120・115・570
	新型コロナウイルス対策融資を受けて事業を継続する	経営支援給付金 市独自	1事業者当たり 10万円 新型コロナウイルス対策で政府系金融機関、または民間金融機関の融資を活用した法人・個人事業主 申請期限 9月30日(水)まで	商工振興課 ☎0848・67・6072
	家賃の支払いが負担になっている	店舗賃借料補助 市独自	家賃相当額の 1/2 (上限 5万円) × 連続 3カ月分 (令和2年4月～9月) 広島県感染拡大防止協力支援金の交付決定を受け店舗を親族など以外から借りている事業者 申請期限 9月30日(水)まで ※国も別途、家賃支援給付金を準備しています。	商工振興課 ☎0848・67・6072
	休業手当を支払った	雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金 国	事業活動を縮小した事業主が、労働者に対して支払った休業手当などの一部を助成	ハローワーク三原 ☎0848・64・8609
		雇用調整助成金の申請事務のための社会保険労務士費用の補助 県・市	1事業者当たり上限 10万円 雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金の交付を受けた市内に本店または主たる事業所がある中小企業・個人事業主 申請期限 来年2月28日(日)まで	商工振興課 ☎0848・67・6013
	子の世話のために休む従業員に有給休暇を取得させた	小学校休業等対応助成金 国	上限 8,330円 (日額) × 日数 ※4月以降は上限 15,000円 (日額) × 日数。 小学校の臨時休業などで労働者に有給休暇(年次有給休暇を除く)を取得させた事業主 ※フリーランス向けの支援金は別にあります。 申請期限 12月28日(月)まで	学校等休業助成金・支援金等コールセンター ☎0120・60・3999
旅館業・タクシー・観光バス・観光航路の事業者	観光交通事業者等支援給付金 市独自	旅館業 客室数× 2万円 タクシー・観光バス 車両数× 5万円 観光航路 船舶数× 5万円 申請期限 9月30日(水)まで ※該当者には個別に案内します。	観光課 ☎0848・67・6014	
応援	売り上げを上げたい	前払い応援チケット「三原おまもりチケット」 市独自	参加店舗は、利用者が購入額の1割分をお得に利用できる前払いチケットを販売できる ※差額の1割は市が負担し、後日商栄会連合会から支払われます。 ※商栄会連合会の会員の店舗以外も参加できます。 チケットの販売期限 7月31日(金)まで	商栄会連合会 ☎080・1902・8335

※電話などでの問い合わせが難しい場合は、市代表☎0848・64・7101へ。

対象・状況	制度名	内容	問い合わせ先
資金繰りのための融資を受けたい	無利子・無担保融資	3年間無利子、最長5年間元本据え置き(日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、民間金融機関)	日本政策金融公庫 尾道支店 ☎0848・22・6111 商工組合中央金庫 福山支店 ☎084・922・6830 取引のある民間金融機関
	信用保証(セーフティネット保証、危機関連保証)	【セーフティネット保証】 4号 100%保証(売り上げが20%以上減少) 5号 80%保証(売り上げが5%以上減少) 【危機関連保証】 100%保証(売り上げが15%以上減少)	商工振興課 ☎0848・67・6072
	マル経融資の利子補給(小規模事業者経営改善資金利子補給事業)	市独自 「小規模事業者経営改善資金貸付(新型コロナウイルス対策)」を受けた市内事業者に利子を補給 利率 上限0.5%(年額) 期間 開始月から3年以内 ※国の制度が変わったときは内容を見直すことがあります。	商工振興課 ☎0848・67・6072
休業し、緊急的に生活資金などが必要となった	緊急小口資金	国 1世帯当たり1回 10万円 ※要件によっては20万円。 (無利子・無保証)	社会福祉協議会 ☎0848・63・0570

納税が今は厳しい	納税の猶予の特例(徴収猶予の特例)	国・県・市 収入が前年同期と比べておおむね20%以上減少している事業者	(国)国税局猶予相談センター ☎0120・683・754 (県)東部県税事務所尾道分室 ☎0848・25・2011 (市)税制収納課 ☎0848・67・6035
来年度分の固定資産税・都市計画税の軽減を受けたい	固定資産税・都市計画税の免除または減額	市 売上高が前年同期に対して一定以上減少している中小事業者など 軽減額 1/2(売り上げの減少率が30%以上50%未満) 全額(売り上げの減少率が50%以上)	資産税課 ☎0848・67・6032
	中小事業者などの事業用設備などの固定資産税の軽減	市 認定先端設備等導入計画に従って新規取得した事業用設備などの固定資産税の軽減(取得後3年度分)	資産税課 ☎0848・67・6039 商工振興課 ☎0848・67・6013

新たな取り組みや販路開拓をしたい	持続化補助金	国 小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓の費用を補助 補助率 通常枠2/3(特別枠3/4) 限度額 通常枠 50万円 (特別枠100万円)	商工会議所 ☎0848・62・6155 臨空商工会 ☎0848・86・2238
	テイクアウト・デリバリー参入促進事業	県 飲食業・宿泊業が行う「テイクアウト」や「デリバリー」など、新たな取り組みに必要な費用の一部を助成 限度額 30万円 申請期限 7月31日(金)まで	(公財)ひろしま産業振興機構 ☎082・207・0226
生産性を向上させたい	ものづくり補助金(一般型)	国 中小企業・小規模事業者などが付加価値額や給与支給総額などを一定程度向上させる計画の実施に要する設備投資の費用などを補助 限度額 1,000万円 補助率 1/2～3/4	ものづくり補助金事務局サポートセンター ☎050・8880・4053 monohojo@pasona.co.jp
ITツールを導入して業務を効率化したい	IT導入補助金	国 中小企業・小規模事業者などのITツール導入費用などを補助 補助額 30～450万円 補助率 1/2～3/4	サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター ☎0570・666・424